

卸売市場法改正に伴う条例改正について

令和元年12月の審議会答申を踏まえ、令和2年3月久留米市地方卸売市場田主丸流通センター条例が改正、同年6月施行されましたので、以下のとおり報告いたします。

1 条例改正の趣旨

卸売市場法（昭和46年法律第35号）の一部改正に伴い、開設者及び取引参加者の遵守事項を整備するとともに、事務手続の簡略化による業務の効率化及び取引規制の見直しによる市場取引の活性化を図る。

2 条例改正の主な内容

① 責務

花木等取引の適正化とその健全な運営を図るために、市長・卸売業者・関連事業者の責務を新設しました。

主な項目	改正対応の概要
市長	公平・公正な取引の場の確保のため、必要な指導監督等を行う。
卸売業者	集荷機能の強化、品質管理の徹底及び公平かつ公正な取引の確保に努めることにより卸売業務の適正かつ健全な運営を行う。
関連事業者	商品等の品質管理の徹底及び取引参加者等へのサービスの向上に努め、市場におけるその業務を適正かつ健全な運営を行う。

② 市場関係者の許認可

卸売業務の許可を新設しました。

主な項目	改正対応の概要
卸売業務の許可	県による許可から、市（開設者）による許可へ

※買受人、関連事業者は法改正前から市（開設者）による許可。

③ 任意の取引ルール

市場取扱高の停滞や緑化産業が縮小傾向にあるなかで、安定した市場運営と市場の活性化を図っていく必要があることから、法改正の趣旨に基づき、規制は廃止しました。

なお、新たな取引開始による買受人等への影響を考慮し、「第三者販売」及び「自己買受」の取引を開始する場合の取り扱い（十分な検討の実施と買受人等への事前周知）について、市から卸売業者に対して通知しました。